

平成 30 年度外国人介護福祉士候補者学習支援事業  
実施団体公募要領

平成 30 年 2 月

厚生労働省

## 平成 30 年度外国人介護福祉士候補者学習支援事業実施団体公募要領

厚生労働省では、日インドネシア経済連携協定、日フィリピン経済連携協定及び日ベトナム交換公文に基づく外国人介護福祉士候補者（以下「候補者」という。）として入国した者に対する学習支援事業を委託する団体（以下「実施団体」という。）を選定するために、以下の要領で公募します。

なお、この公募は事業実施期間を十分確保するため、平成 30 年度政府予算案に基づき、予算成立前に公募を行っています。採択・執行に当たっては、国会での平成 30 年度予算成立が前提となりますので、今後、事業内容や実施時期等に変更があり得ることを御承知おきください。

### 1. 事業の目的

候補者が、介護福祉士国家試験（以下「国家試験」という。）の合格に向けて効率的・効果的な学習を行えるよう、日本語学習を含めた総合的な支援を行うことを目的としています。

### 2. 委託費の交付について

#### (1) 委託費について

本委託費は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 条）など関係法令の規定によるほか、別に定める「外国人看護師・介護福祉士等受入事業委託費交付要綱」及び「外国人介護福祉士候補者学習支援事業実施要領」の定めるところにより、(2) の基準額の範囲において交付します。

#### (2) 基準額

114,697 千円（上限額）

なお、原則として今回の企画における総事業費（別添「平成 30 年度外国人介護福祉士候補者学習支援事業応募書類記入要領・様式」様式 2 に記載する額まで）を申請の上限としてください。

#### (3) 対象経費

人件費（職員基本給、職員諸手当、社会保険料、児童手当拠出金（当該事業に従事した分に限る。）、賃金、謝金、旅費（講師等旅費、職員旅費、研修旅費）、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、図書費、雑役務費、借料及び損料、会議費、備品購入費、委託料

#### (4) 留意事項

集合研修及び模擬試験時の食費、研修テキスト代及び宿泊費は候補者負担

として差し支えありません。研修会場への旅費は委託費で対応してください。

### 3. 事業の内容

#### (1) 候補者

候補者は、本事業の他、国が委託する「外国人看護師・介護福祉士受入支援事業」において、公益社団法人国際厚生事業団が配布している教材等を活用して学習を行っています。本事業においては、候補者が国家試験に合格できるよう能力を引き上げることに重点をおいて支援してください。

なお、候補者は、訪日前、訪日後の日本語研修を受けており、平成 24 年度以降に入国した各候補者の 8 割以上は、日本語レベルについて、入国時点で、就労・研修開始時に最低限必要とされるレベルの目安である日本語能力試験「N3」程度に達しています。（参考 1 参照）

#### (2) 到達目標

国家試験合格に向けて計画的に学習を進めるため、以下の到達目標を達成するよう支援してください。

区分	到達目標	目標設定の意図
29 年度入国者	・介護分野の専門用語を読む、書く、話す ・高齢特性、障害特性及び疾病等を理解する	介護現場で就労するために必要な基礎知識を身につける必要があるため
28 年度入国者	・国家試験の各出題領域に関する基礎知識の習得する	国家試験受験に向けて国家試験の全体像を理解するため
27 年度入国者	・国家試験合格水準の知識を身につける	国家試験受験にあたっての能力を確保するため
26 年度入国者のうち滞在延長対象者	・国家試験合格水準の知識を再確認する（今までの学習内容の復習）	同上
再チャレンジ支援	・同上	同上

注) 国家試験の各出題領域：人間と社会、介護、こころとからだのしくみ、医療的ケア

#### (3) 実施内容

事業内容は、以下に掲げる事業とします。本事業は全国の候補者を対象としており、ブロックのみの支援は想定していません。（参考 2 参照）

- ① 介護福祉士試験初回受験者支援（ファーストチャレンジ）事業  
介護福祉士試験初回受験者支援（ファーストチャレンジ）事業  
平成 29、28、27 年度入国者に対し、学習支援として集合研修、模擬試験、通信添削指導を行います。

注1) 集合研修は、候補者の学習の進捗状況等に応じ、座学、実習を組み合わせで行ってください。

注2) それぞれの実施回数について、具体的な定めはありませんが、各々の候補者が「3(2)到達目標」に到達できるよう設定してください。

注3) 集合研修と模擬試験は同時に実施可能です。

注4) 通信添削指導の宛先は候補者受入施設としてください。また、送付・回収方法は、郵送・メール・FAXのどの方法で実施しても差し支えありません。

## ② 滞在延長者支援（セカンドチャレンジ）事業

平成26年度入国者のうち滞在延長対象者に対し、学習支援として集合研修、模擬試験、通信添削指導を行います。

注1) 集合研修は、候補者の学習の進捗状況等に応じ、座学、実習を組み合わせで行ってください。

注2) それぞれの実施回数について、具体的な定めはありませんが、候補者が「3(2)到達目標」に到達できるよう設定してください。

注3) 集合研修と模擬試験は同時に実施可能です。

注4) 通信添削指導の宛先は候補者受入施設としてください。また、送付・回収方法は、郵送・メール・FAXのどの方法で実施しても差し支えありません。

## ③ 再チャレンジ支援（リチャレンジ）事業

介護福祉士資格を取得できず帰国した者に対し、学習支援として模擬試験、通信添削を行います。

※学習支援に関する相談に対応する窓口を設置します。

注1) それぞれの実施回数について、具体的な定めはありませんが、候補者が「3(2)到達目標」に到達できるよう設定してください。

注2) 模擬試験の実施に当たっては、在インドネシア日本国大使館及び在フィリピン日本国大使館の協力(会場貸出や試験監督等)を受けることができます。各大使館の協力を受ける場合は、実施時期などの大使館との調整は厚生労働省で行います。  
なお、自宅での受験も認めているため、本人の希望を確認し実施してください。

また、①から③までの学習支援の内容は、介護分野の専門用語を主とした日本語の学習、介護福祉士として備えるべき介護等に係る知識及び技術に関するものとします。

## ④ チャレンジマネジメント事業

### (ア) 内容

①から③までの事業にフィードバックすることで効果的な学習支援

を行うため、①から③までの事業により得られた候補者ごとの模擬試験及び通信添削指導の点数、集合研修時の評価等を管理・集計・分析します。

(イ) 報告事項

平成30年12月末までに平成30年度国家試験を受験する候補者の学習の進捗状況（模擬試験結果等）を報告してください。また、平成31年3月末までに候補者全員の到達目標の達成状況を報告してください。

なお、厚生労働省から本事業に関する情報を求められた場合は、適宜報告してください。

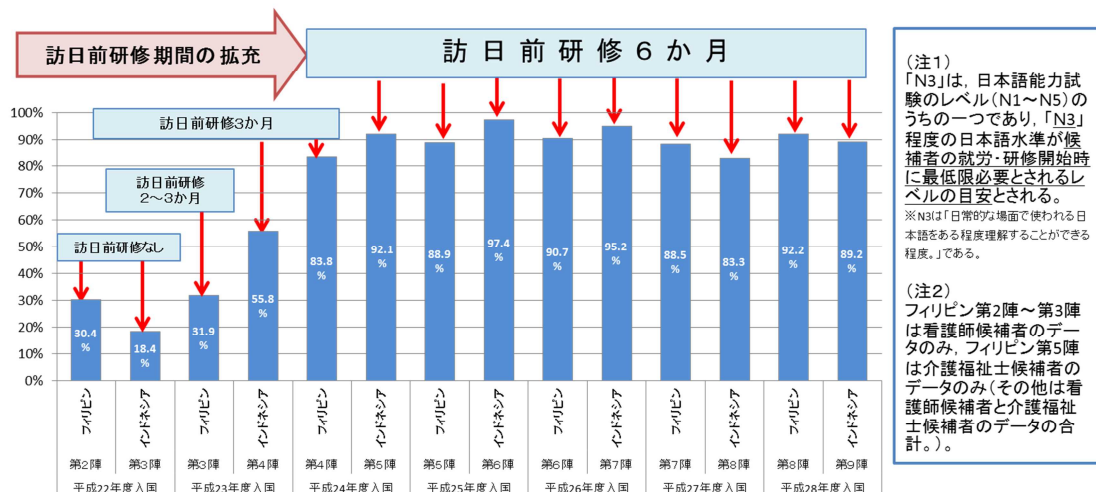
(4) その他留意事項

- ① 再委託を行う場合、事業費総額に対する委託費の比率が50%を超えていないこと。
- ② 実施団体は、事業を進めるに当たって、所管課の指示に従うとともに、求めに応じ打合わせに応じること。
- ③ 各事業の終了後、様式に従って実施報告書を作成し、平成31年3月31日までに提出すること。

<参考1> 訪日前日本語研修期間の拡充による日本語能力の向上

- インドネシア及びフィリピンについて経済連携協定上義務づけられている6か月間の訪日後日本語研修に加え、平成23年度に入国した候補者から訪日前日本語研修を開始（当初は2～3か月間。）。
- インドネシアについては、平成24年度に入国した候補者から、また、フィリピンについては平成25年度に入国した候補者から、訪日前研修の期間を6か月間に拡充。

訪日後日本語研修におけるN3程度到達度



<参考2> 候補者の都道府県別受入れ人数

候補者の都道府県別受入れ人数（平成30年1月1日現在。）は以下の表

のとおりであり、これを踏まえ全都道府県の候補者に対して学習支援を行って下さい。26年度はこのうちの滞在延長を認められた候補者となります。  
 (平成28年度：受験者数161人、不合格者数74人、滞在延長基準点以上71人)

都道府県	29年度来日				28年度来日				27年度来日				26年度来日			
	インドネシア人 候補者	フィリピン人 候補者	ベトナム人 候補者	計	インドネシア人 候補者	フィリピン人 候補者	ベトナム人 候補者	計	インドネシア人 候補者	フィリピン人 候補者	ベトナム人 候補者	計	インドネシア人 候補者	フィリピン人 候補者	ベトナム人 候補者	計
北海道	0	0	1	1	0	4	0	4	0	3	0	3	0	3	0	3
青森県	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	2	1	1	4
岩手県	2	0	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	0	0	0
宮城県	2	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0
秋田県	0	2	0	2	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1
山形県	4	2	0	6	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0
福島県	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
茨城県	3	3	4	10	0	20	2	22	1	17	4	22	2	7	1	10
栃木県	0	6	6	12	0	0	7	7	0	5	4	9	0	0	0	0
群馬県	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0
埼玉県	8	2	3	13	0	0	5	5	4	0	4	8	0	0	4	4
千葉県	16	21	26	63	11	2	13	26	10	6	17	33	9	11	6	26
東京都	42	6	27	75	23	17	25	65	23	4	6	33	7	4	3	14
神奈川県	59	21	23	103	39	36	16	91	21	13	16	50	14	6	9	29
新潟県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山県	0	6	0	6	3	2	0	5	4	2	0	6	2	2	0	4
石川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	1	0	8	9	4	0	8	12	4	0	0	4	5	0	6	11
長野県	4	3	6	13	1	0	9	10	1	0	0	1	1	0	0	1
岐阜県	7	5	6	18	4	4	13	21	4	3	11	18	2	4	4	10
静岡県	0	15	0	15	0	12	3	15	0	9	4	13	0	3	1	4
愛知県	4	32	18	54	12	49	10	71	11	29	8	48	8	12	3	23
三重県	0	0	0	0	3	0	1	4	2	0	0	2	0	0	0	0
滋賀県	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府	0	1	0	1	2	0	0	2	2	3	0	5	2	0	4	6
大阪府	25	32	18	75	21	21	6	48	19	13	7	39	0	18	10	28
兵庫県	14	19	15	48	16	16	8	40	6	4	2	12	10	8	5	23
奈良県	9	2	5	16	6	1	6	13	2	1	2	5	2	1	1	4
和歌山県	5	0	0	5	5	2	0	7	2	2	0	4	5	1	1	7
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0
岡山県	20	30	7	57	16	26	2	44	20	22	10	52	16	11	5	32
広島県	9	6	4	19	5	6	4	15	7	3	1	11	9	6	3	18
山口県	5	2	0	7	8	0	5	13	8	4	0	12	0	0	2	2
徳島県	11	4	1	16	23	7	8	38	20	6	6	32	10	0	9	19
香川県	17	28	0	45	8	12	1	21	9	15	5	29	7	11	7	25
愛媛県	11	3	1	15	12	8	2	22	5	6	0	11	5	2	4	11
高知県	0	14	0	14	0	3	1	4	0	3	1	4	0	0	7	7
福岡県	9	6	2	17	6	7	0	13	2	7	2	11	0	3	0	3
佐賀県	0	1	0	1	0	1	0	1	4	1	0	5	2	0	0	2
長崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	0	0	0	0	0	2	0	2	0	1	0	1	2	1	0	3
大分県	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	3	0	0	3	0	2	0	2	0	1	0	1	0	0	0	0
沖縄県	2	1	0	3	2	5	0	7	2	5	0	7	0	2	0	2
計	295	276	181	752	230	270	155	655	199	191	111	501	123	121	96	340

#### 4. 事業の実施期間

事業の実施期間は、平成30年4月1日(※)から平成31年3月31日としま

す。

※ 事業実施団体の採択日が4月1日を越える場合は、採択日以降に実施する事業に係る経費について補助します。

## 5. 応募資格

次のすべての要件を満たす民間団体等とします。

- ・ 日本に拠点を有していること。
- ・ 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること。
- ・ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力、及び精算を適正に行う経理体制を有していること。
- ・ 外国人に対する教育、又は外国人を日本に受け入れての研修事業について十分な知見及び実績を有し、厚生労働省と密接かつ協調的に連絡体制を構築しつつ、本件委託業務を円滑に実施できる者であること。
- ・ 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- ・ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

## 6. 応募方法等について

### (1) 応募書類

応募書類は、「平成30年度外国人介護福祉士候補者学習支援事業応募書類記入要領・様式」にしたがって日本語で作成してください。

#### ① 企画書

#### ② 提案者の概要（会社概要等）がわかる資料

(ア) 定款又は寄付行為

(イ) 直近の財務諸表

(ウ) その他概要がわかる資料（パンフレット等）

※ 再委託が見込まれる場合には、再委託先の概要がわかる資料（パンフレット等）を提出して下さい。

#### ③ その他提案内容を補足するために必要な参考資料

※ 応募書類はA4サイズとし、10部提出してください。

### (2) 提出期限

持参の場合：平成30年3月15日（木）午後5時

郵送の場合：平成30年3月15日（木）必着

応募書類は、「8. 応募書類の提出先及び問い合わせ先」へ持参又は郵送（配達証明等で到着を確認して下さい。）にて提出してください。

なお、期限を経過した後に提出された応募書類については、いかなる理由があろうとも無効として審査対象外とします。

### (3) 説明会の開催

日時：平成30年3月7日（金）11時15分

場所：東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省別館 1115 各省庁共用会議室（11F）

説明会への参加を希望する方は、「8. 応募書類の提出先及び問い合わせ先」の連絡先へ平成30年3月6日（火）午後5時までにファックス（任意様式）で申し込みください。

## 7. 評価・決定

### (1) 評価方法

評価は、当省に設置する「外国人介護福祉士候補者学習支援事業実施団体の公募に係る評価委員会」において、原則として応募書類に基づき行います。また、必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。

### (2) 評価基準

#### ① 企画内容

- ・ 事業内容が到達目標を達成できるものとなっているか。
- ・ 候補者へ学習の同一機会を提供することができるか。
- ・ 外国人候補者向けの事業として、配慮や工夫がされた事業内容となっているか。

#### ② 業務遂行体制

- ・ 業務を遂行するために必要な根拠（人員、設備、資金）が示されているか。
- ・ 事業の効率性が担保されているか。

### (3) 結果の通知等

実施団体決定後、速やかに書面にて結果の通知を行います。

なお、委託費については、実施団体決定の通知後に必要な手続きを経て、交付します。

### (4) その他

以下の事項について、あらかじめ御了承ください。

- ① 評価は非公開で行うこと。
- ② 提出された企画書等は返却しないこと。
- ③ 実施団体の決定について、個別の問い合わせに応じないこと。

## 8. 応募書類の提出先及び問い合わせ先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課福祉人材確保対策室

担当：松澤



TEL : 03-5253-1111 (内線 : 2844)

FAX : 03-3591-9898

※ 持参の場合の受付時間及び問い合わせの受付時間は、月曜日～金曜日（祝祭日を除く。）の午前10時～午後5時（正午～午後1時を除く。）とします。

※ 郵送で提出する場合は、宛名面に「学習支援事業応募書類在中」と朱書きで明記してください。